

# 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年(2014年)3月

滋賀県

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第3条に基づき、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を以下のとおり定める。

なお、本基本方針の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とするが、情勢の推移により必要が生じたときは、見直しを行うものとする。

## 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

担い手(認定農業者、集落営農組織等)への農地集積率を平成27年度(2015年度)までに70%とすることを目標とする。

## 2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

(1) 農地中間管理機構(以下「機構」という。)を担い手への農地集積・集約化を進める事業体として位置付け、関係機関・団体と連携を密にして活用し、農業の生産性の向上に資する。

(2) 人・農地プランの作成・見直しと連動させることにより効率的かつ効果的に推進する。

## 3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

機構の業務の一部を市町(農業委員会を含む。)および農業協同組合等に業務委託することを基本とする。

## 4 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

人・農地プランの作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

## 5 機構、県、市町、関係団体等の連携及び協力に関する事項

機構が中心となって、各地域段階で、県、市町、農業協同組合等との連携・調整会議を開催するなど、関係機関・団体の密接な連携・協力のもとに農地中間管理事業の円滑な実施を図る。